

1 第4期計画の基本的考え方

第4期計画においても、これまで掲げていた基本理念を継承するとともに、すべての市民に共有されるべき将来像としての「行動指針」と5つの基本目標を掲げ、施策・事業の展開につなげていきます。

基本理念

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」



行動指針

「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」

日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加をしてお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができること、このような「福祉コミュニティ」を目指します。

なお、わかちあいプランにおいても、「福祉コミュニティ」を創ることが基本理念に掲げられています。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

市民が安心して暮らしていくためには、必要な情報を容易に入手でき、困ったときに身近な窓口で気軽に相談でき、医療・介護・権利擁護*の取組等の必要な福祉サービスが適切に受けられることが必要です。

福祉ニーズが多様化している現状では、相談・支援の内容も多岐にわたるため、高齢者・障害者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高いサービスが提供できる仕組みづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり

地域福祉の考え方では、地域住民のすべてが福祉活動の受け手であると同時に福祉サービスの担い手となりえます。

本市では、社会福祉協議会等各関係団体と協力しながら、自治（町）会など地縁を中心とした組織・団体やボランティア・NPO等市民活動への参加がしやすい仕組みづくりに取り組んでいます。地域福祉活動に関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域活動に参加することのできる仕組みを整備し、活動の活性化を図ることが必要です。

また、地震、台風等による自然災害発生時における被害軽減については、平時から顔のみえる関係づくりなど地域の防災力を高めておくことが必要であり、公助だけではない支援体制の整備も課題となっています。

本市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等各関係機関との連携を一層強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境の整備に取り組むことにより、交流を通じた地域の関係づくり、地域での支え合いを促進します。

基本目標Ⅲ 安全とおいしいのあるまちづくり

急速に進む高齢社会への対応や、障害の有無に関わらずすべての人が住みやすく行動しやすいまちづくりを進めるため、引き続きバリアフリー*やユニバーサルデザイン*の考え方に基づいて生活環境を整備することが重要です。

また、振り込め詐欺や悪質な訪問販売といった犯罪の被害者保護などが課題となっており、自治（町）会が取り組んでいる地域住民による防犯活動など、地域ぐるみでの取組を進める必要があります。

本市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等各関係機関との連携を一層強化し、ボランティアや NPO の協力を得て、すべての市民が安全で快適に暮らすことのできる生活環境の整備に向けて取り組みます。

基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり

自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが大切です。本市としては、市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな健康づくり事業に取り組んでいます。

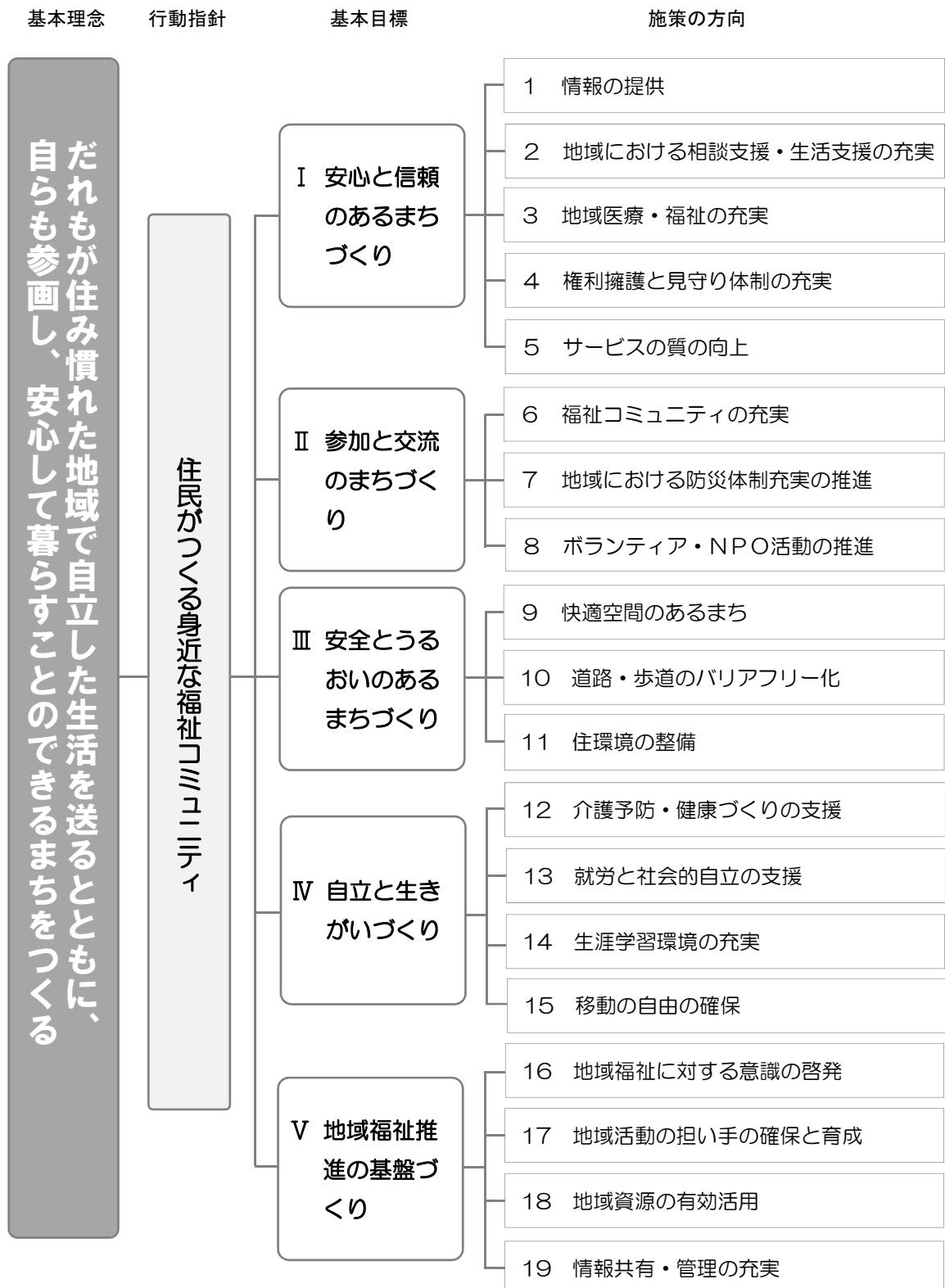
一方、市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労支援や生涯学習環境の充実が必要です。また、生活困窮者など社会的な自立支援が必要な人に対する支援を行い、健康で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けては、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取組を効果的に進めることが重要です。そこで、地域を横断する視点で取組を行い、実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

3 施策の展開

本計画は、基本理念を実現するために5つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けて19の施策を推進します。



4 計画事業の選定にあたって

第4期計画の事業選定にあたり、第3期計画の検証を踏まえて事業を再整理するとともに、第3期計画策定以降の法改正及び国の通知（4・5ページ）、本市が抱える主要課題（33～35ページ）を踏まえた新規事業を加え、計画事業と位置づけました。

